# 【不動産競売申立てをされる方へ】

富山地方裁判所　本庁・高岡支部　競売係(令和元年9月10日実施)

不動産の競売を申立ての際は，原則として，次に記載したとおりの書類等を提出してください。

## 【予納金等】

| | | |
|---|---|---|
| 申立手数料 | 原則として<br>4000円<br>（収入印紙） | ※担保権実行の場合･･･担保権1個につき<br>※強制競売手続の場合･･･債務名義1個につき<br>※なお，債権者・債務者が複数の場合には競売係までお問い合わせください。 |
| 予納金 | 原則として<br>50万円 | ※先行事件がある（全物件につき二重開始事件）場合･･･10万円<br>※なお，筆数が6筆以上の場合は競売係までお問い合わせください。<br>※予納金の金額は，申立受付後に保管金提出書を送付してご案内します。<br>※事案により予納金に不足が生じ，追納していただく場合があります。 |
| 登記用収入印紙 | 右の計算式により算出された額の収入印紙または国庫金納付書・領収書 | 【計算式】･･･請求債権額（1，000円未満切り捨て）×0．004<br>※上記の式により算出された額の100円未満切り捨て<br>※根抵当権の場合で，請求金額が極度額を超えるときは，極度額で計算します。<br>※物件が複数の法務局にまたがるときなど,不明な場合は競売係までお問い合わせください。 |

## 【添付書類】 右に記載の部数を提出してください。

| | | （原本） | （写し） |
|---|---|---|---|
| ① 全部事項証明書または不動産登記簿謄本 | ※建物に対する申立の場合<br>敷地の全部事項証明書または登記簿謄本も必要<br>※敷地に対する申立の場合<br>敷地上の建物の全部事項証明書または登記簿謄本も必要<br>※土地，建物の全部事項証明書に，最先順位の（根）抵当権設定時の土地，建物の所有者が記載されていないときは，その所有者が記載されている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。 | 1部 | 2部 |
| ② 公租公課証明書 | ※固定資産評価額証明書では不可<br>※非課税の場合には，その旨が記載されている公文書 | 1部 | 2部 |
| ③ 資格証明書 | ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合<br>※破産している場合，破産管財人証明書の提出が必要 | 1部 | |
| ④ 住民票等 | ※債務者・所有者が個人である場合<br>※破産している場合，破産管財人証明書の提出が必要 | 1部 | |
| ⑤ 不動産登記法14条の地図及び建物所在図の写しまたは公図写 | ※建物に対する申立の場合･･･敷地のものも必要<br>※土地に対する申立の場合･･･建物のものも必要 | 1部 | 2部 |
| ⑥ 建物図面 | | 1部 | 2部 |
| ⑦ 現地案内図（住宅地図等） | ※対象物件の位置に印を付けてください。 | 1部 | 2部 |
| ⑧ 意見書 | ※特別売却に関する意見書 | 1部 | |
| ⑨ 代理人許可申立書 | ※申立手数料･･･500円（収入印紙）<br>※委任状・職員証明書を添付してください。 | 1部 | |
| ⑩ 続行決定申請書 | ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 | 1部 | |

**※ 上記①～⑥の書面は，申立前1か月以内のものをご提出ください。**

## 【目録写し】

| | |
|---|---|
| 担保権・被担保債権・請求債権目録 | 1部 |